



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、知的財産権公開統計データの検索方法の手引書を発表

Topic-2

最高人民法院、2023 年独占禁止と不正競争典型案例を公表

Topic-3

中華人民共和国海関行政処罰裁量基準（三）

Topic-4

北京路浩、意匠権侵害紛争訴訟に勝訴

CNIPA、知的財産権公開統計データの検索方法の手引書を発表

CNIPA は9月27日に、2023年度「知的財産権公開統計データの検索方法の手引書」を発表した。

一. 月間データの調べ方

CNIPA は、月一度に、「国家知識産権局審査登録登記についての月報」を発表し、特許査定、商標登録、地理的表示及び集積回路設計図に関する統計データを発表する。

検索可能な内容：

発明特許・実用新案・意匠の授権件数・有効件数を、国内外別と権利人別に；

PCT の出願受理件数を国内外別に；

商標の登録件数・有効件数を国内外別に；

商標異議の申請件数・裁決件数；

商標審査の申請件数・裁決件数。

など

検索入口：<https://www.cnipa.gov.cn/col/col61/>。

二. 年間データの調べ方

1. 「国家知識産局年報」

検索可能な内容：

発明特許・実用新案・意匠の出願件数・授権件数・有効件数を国家別に；

商標の出願件数・登録件数・当該年度年末までの有効件数を国家別に。

など

検索入口：<https://www.cnipa.gov.cn/col/col94/>

2. 「知識産権統計年報」

検索可能な内容：

(1) 1985年からの全ての発明特許・実用新案・意匠に関する統計データ、

例えば、

発明特許の出願件数・授権件数を国内外別・国家別・出願人類型別・IPCクラス別・IPCセクションと国内外別・IPCセクションと国家別；

発明特許の有効件数を国内外別・国家別に；

発明特許の代理案件数を地域別に；

中国出願人による発明特許海外出願の出願件数・授権件数・有効件数を国家別に；

実用新案の出願件数・授権件数を国内外別・国家別・出願人類型別・IPCクラス別・IPCセクションと国家別に；

実用新案の有効件数を国内外別・国家別に；
実用新案の代理案件数を地域別に；
意匠の出願件数・授権件数・有効件数を国内外別・国家別に；
PCT の出願受理件数を国内外別に；
など

(2) 2019 年からの全ての商標に関する統計データ、
例えば、
商標の出願件数・登録件数・当該年度年末までの有効件数を国家別に。
マドプロ国際出願の出願件数；
など

検索入口：<https://www.cnipa.gov.cn/col/col61/>

3. 「中国統計年鑑」

検索可能な内容：

発明特許・実用新案の出願件数・授権件数を権利人類型別・国内外別・国家別・IPC 分類別に；
意匠の出願件数・授権件数を権利人類型別・国内外別・国家別に；
など

検索入口：<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/>

三. 調査報告など

1. 「中国専利調査報告」

検索入口：<https://www.cnipa.gov.cn/col/col88/>

2. 「世界五大知識産権局年度統計報告」

検索入口：<https://www.cnipa.gov.cn/col/col90/>

四. 歴史データ総計

1. 特許の出願件数状況（1985—2022 年）
2. 特許の授権件数状況（1985—2022 年）
3. 特許の有効件数状況（2006—2022 年）
4. PCT 出願受理件数状況（2011—2022 年）
5. 商標の出願・登録・有効件数・異議と評審状況

詳しい調べ方は、以下のリンクをご参照ください。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/27/art_88_187820.html

最高人民法院、2023 年独占禁止と不正競争典型案例を公表

2023 年 9 月 14 日に、最高人民法院は、2023 年独占禁止と不正競争典型案例を 10 件公表した。その内、独占禁止の典型案例と不正競争の典型案例がそれぞれ 5 件となる。

5 件の独占禁止の典型案例の内、市場における支配的地位の濫用に関わる事件は 3 件、主要争点は、不公平な高価・取引制限・不合理な取引条件・取引拒否となる。その内、「クエン酸ロラタジン原料薬に関わる市場における支配的地位の濫用訴訟」は、取引制限行為による封鎖的効果と特許権行使との間の関連性及び判断基準に対する初の解釈となる。残りの 2 件は、独占協定に関する事件であり、それぞれ水平的独占協定と垂直的独占協定の事件である。

5 件の不正競争の典型案例は、それぞれ不正競争の一般的条項の適用・混同行為・虚偽宣伝・技術秘密侵害・ネット上における不正競争に関わる事件となる。その内、シーメンス模倣品・混同品訴訟において、知名商標の保護強化、及び不誠実な商標パクリ行為、ただ乗り行為、模倣品を厳罰するという方針の下で、侵害側の侵害額と被侵害側の損失額の具体的な金額を確定するための証拠が不足している中、侵害額が明らかに法定賠償金額の上限を超えたと認定できるため、諸要素を総合的に考慮の上、被侵害側の主張額を全面的に認めた。

案例リスト

1. クエン酸ロラタジン原薬に関わる市場における支配的地位の濫用訴訟【最高人民法院（2020）最高法知民終 1140 号】——知的財産権と独占禁止法の関係
2. 基本葬儀サービス取引拒否紛争訴訟【最高人民法院（2021）最高法知民終 242 号】——公益事業企業の取引拒否行為の認定とその法的責任
3. ゼネラルモーターズ社垂直的独占協定紛争訴訟【最高人民法院（2020）最高法知民終 1137 号】——独占禁止法に係る民事訴訟における挙証責任と賠償責任
4. 販売用セメントの独占協定に対する行政処罰に係る行政訴訟【最高人民法院（2023）最高法知行終 29 号】——水平的独占協定の認定
5. カタラーゼ原薬取引拒否紛争訴訟の管轄権異議事件【北京知识产权法院（2022）京 73 民初 1136 号】——取引拒否紛争訴訟の管轄権の確定
6. シーメンス模倣品・混同品訴訟【最高人民法院（2022）最高法民終 312 号】——模倣・混同行為の認定
7. 光誘導化学発光分析システム汎用液技術秘密侵害紛争訴訟【最高人民法院（2020）最高法知民終 1889 号】——技術秘密該当性の判断
8. 「刷宝 APP」不正競争紛争訴訟【北京知识产权法院（2021）京 73 民終 1011 号】——データ不当獲得の不正競争行為該当性の認定

9. ゲーム代行アプリ不正競争紛争訴訟【上海市浦东新区人民法院（2022）沪 0115 民初 13290 号】——オンラインゲーム代行サービスの不正競争行為該当性の認定

10. ステルスマーケティング不正競争紛争訴訟【广东省深圳市龙华区人民法院（2022）粤 0309 民初 2585 号】——実在しない取引行為を通じてデマの宣伝行為の認定

以下は知的財産と緊密に関連する 1 番と 6 番事件を取り上げ、簡単な紹介を行う。

1. クエン酸ロラタジン原薬に関わる市場における支配的地位の濫用訴訟【最高人民法院（2020）最高法知民終 1140 号】——知的財産権と独占禁止法の関係

【事実・争点】

原告の揚子江薬業集团有限公司とその子会社は、クエン酸ロラタジンを原薬とする抗アレルギー薬の生産者であり、被告の合肥医工医薬股份有限公司とその子会社・関連会社は、クエン酸ロラタジン原薬の特許権を有し、かつ当該原薬の唯一の供給者である。被告側は同時に、クエン酸ロラタジンを原薬とする抗アレルギー錠剤も生産しているため、原告側と競合関係でもある。被告側は、その支配的地位を利用し、原告側に対し被告側からの本件原薬購入のみを認めるよう制限し、原薬の価格を大幅に引き上げ、供給の停止で脅し原薬の取引と関係のない商業活動を参加させ、原告側に多大な損害を与えた。当該行為は、独占禁止法上の取引制限・不公平な高価格・抱き合わせ販売・不合理な取引条件に該当するかは、本件の主要争点となる。

【判旨】

第一審は、被告側の行為は市場における支配的地位の濫用に該当すると判断したが、上告審で、最高人民法院は一審の判断を覆した。

最高人民法院によると、まず、原審被告側は、クエン酸ロラタジン原薬の領域で支配的地位を有するが、抗アレルギー剤の領域では、本件原薬の他、抗ヒスタミン薬の選択肢もあり、下級市場における間接的競争の制約も受けているため、原審被告の支配的地位は相対的弱めたとと言える。

原審被告側からの本件原薬購入のみを認めるという制限に関しては、そもそも原審被告は特許権の権利者であり、クエン酸ロラタジン原薬の保護範囲内である以上、当該制限は正当な権利行使に該当し、その封鎖的効果は特許権の排他的効果の範囲から逸脱するものではない。

本件原薬の収益とその経済価値を照らせ合わせると、当初の取引価格が割引額である可能性があるため、大幅の値上げは通常価格に戻るという合理的な調整となる。販売価格の引き上げだけで、直ちに不公平な高価に該当しない。

また、既存の証拠で、原審被告が抱き合わせ販売を要求したまたはほのめかすわけでもないため、不合理な取引条件を押し付けたと判断することが難しい。

【典型的意義】

本事案は、原薬の独占禁止訴訟事件となり、以下の通りいくつかの典型的意義を持つ。

① 中間製品の経営者の支配的地位を判断する際に、下級市場の間接的競争の制約も考慮に入れるべきである。

② 取引制限行為による封鎖的効果と特許権行使との間の関連性及び判断手法を明らかにした。

③ 不公平な高価と不合理な取引条件の認定及び規制時の基本考量を明らかにした。

本事案は、知的財産権と独占禁止法との関係を探る点、イノベーションと市場競争を促進する点、経済価値の分析で独占行為を判断する点で有益であり、今後の独占禁止法の適用を示唆した。

6. シーメンス模倣品・混同品訴訟【最高人民法院（2022）最高法民終 312 号】——模倣・混同行為の認定

【事実・争点】

洗濯機器を指定商品とする中国登録商標「西门子」に対し、シーメンス株式会社（以下「シーメンス」）とシーメンス（中国）有限公司（以下「シーメンス中国」）がその専用権を有する上、長年間の使用を経て、比較的の高い知名度を獲得した。更に、シーメンス社とシーメンスの中国法人の商号である「西门子」も一定の影響をもっている。寧波奇帥電器有限公司（以下「奇帥社」）は、自ら生産する洗濯機器及びにその包装に、かつ宣伝活動においても、「上海シーメンス電器有限公司」の標章を使用した。また、昆山新維創電器有限公司（以下「新維創社」）は、前記の洗濯機器の販売を行った。

シーメンスとシーメンス中国は、奇帥社と新維創社を商標権侵害と不正競争行為があると主張し、訴訟を提起し、計人民元 1 億 16 万の損害賠償を求めた。

【判旨】

第一審では、江蘇省最高人民法院は、奇帥社と新維創社が商標権侵害と不正競争行為があるとして、原告側の主張を全面的に支持した。被告側が不服し、事件を上告した。

第二審では、最高人民法院は、奇帥社と新維創社の本件行為が商標権侵害と不正競争行為に該当すると第一審の判断を支持した。第一審では、賠償金額について、原審被告側が財務資料の提供を拒否したため、江蘇省最高人民法院はメディアが報道する総売上高を計算の根拠にし、この総売上高の 1/15 と推定した。最高人民法院も、この計算の方法は妥当であると判断した。また、本件の証拠によれば、奇帥社が侵害製品を生産し販売することで得られた利益は、遥かに不正競争禁止法の第 17 条 4 項が規定する法定賠償の最高限度額を超えた。シーメンスとシーメンス中国の知名度を考慮し、奇帥社の主観故意、侵害の規模、侵害行為の継続時間、洗濯機器製品の利益率を総合的に考慮の上、第一審での損害賠償金額の妥当性を認めた。

【典型的意義】

本事案は、模倣と混同の行為に関する典型的事例で、典型的意義は以下の通りとなる。

まず、他人所有の一定の知名度を有する企業の商号及び登録商標と同一または類似する標章を商号として使用し、経営活動を行うことは、不正競争禁止法第 6 条が規定する不正競争行為に該当する。

次に、最高人民法院は、提示された証拠で侵害額と損失額を証明できない場合、賠償金額算定の考慮要素をいくつか提示した。

本事案は、混同行為の認定と賠償金額の算定などの法律の適用の問題に対し、典型的意義を有する。

本年度の独占禁止と不正競争の典型事例の詳細は、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/411732.html>

中華人民共和国海関行政処罰裁量基準（三）

2023年8月28日付で中華人民共和国海関総署から、「中華人民共和国海関行政処罰裁量基準（三）」（以下「基準」（三））の公開意見募集が通知された。中華人民共和国海関行政処罰裁量基準（一）及び（二）は2022年以降に意見募集があったが、これらは知的財産権を対象としていなかった。今般、「基準（三）」として、知的財産権に関するものが2023年9月30日まで意見募集された。

行政処罰の対象、処罰の形態等に関する詳細は、「中華人民共和国海関法」、「中華人民共和国海関行政処罰実施条例」が規定している上、中華人民共和国海関総署が2009年に発表した「知識産権海関保護条例」は、知的財産権に関わる製品の税関登録、第三者の申し立てによる差押と税関の職権による差押の諸場面を規定したものである。2022年からの一連の処罰裁量基準は、基本、前記の諸法規の延長線上にあると思われる。

「基準（三）」の中心的な内容は、輸出入時の知的財産侵害行為と製品の知的財産状況を申告しないことという2種の違法行為に対し、嚴重さによって以下の通り5つのランクに分けて、それぞれのランクに該当する処罰を規定するものである。

即ち、「処罰しない」・「処罰を軽減する」・「軽めの処罰」・「通常処罰」・「加重処罰」となる。

詳しい判断方法は省略とするが、ただ、考慮の要素として、

- ・違反者の年齢
- ・違反者の精神状態や行為能力
- ・侵害の故意はあるか
- ・侵害製品の金額
- ・調査に対し協力的なのか

などの要素が挙げられる。

行政処罰の具体的な内容として、

①輸出入時の知的財産侵害行為に対する処罰

一旦輸出入時の侵害行為があると認定されると、侵害製品は基本没収されることになる。そして、各ランクに応じて、罰金の額も異なる。罰金の額は、侵害製品の金額の一定の割合で計算する。

②製品の知的財産状況を申告しないことに対する処罰

製品の没収に関する規定はないが、各ランクに応じて、一定の金額の罰金を処する。

詳しい内容は中華人民共和国海関総署の公式サイトにて確認可能

<http://www.customs.gov.cn/customs/302452/302329/zjz/5294458/index.html>

北京路浩、意匠権侵害紛争訴訟に勝訴

近日に、北京路浩法律事務所が被告側の代理を務めた意匠権侵害紛争訴訟事件の第一審は、北京路浩の依頼人が勝訴することになった。

【事件概要】

北京路浩の依頼人 A 社は、照明器具の販売店であり、下記の図の通りの照明器具（以下「本件照明器具」）の販売を行っている。



本件照明器具

2023年3月に、意匠権 ZL20223006****.1（以下「本件意匠」）の権利者は、本件照明器具は、本件意匠に対する侵害になるとして、A社に対し、損害賠償訴訟を提起した。



本件意匠

【主要争点】

1. 本件照明器具は本件意匠の保護範囲内にあるか否か
2. A社の販売行為は侵害行為に該当するか否か
3. 侵害に該当する場合の法的責任

【北京路浩の主要な主張】

1. 本件照明器具は合法的出所があるものであること
2. 本件照明器具はそもそも本件意匠の保護範囲外であること

本件照明器具と本件意匠との相違点について以下のように主張した。

- 1) 底面図は、視覚上異なることなる。

平面図：類似

底面図：本件意匠→紡錘形の花弁

本件照明器具→放射線状

本件照明器具は通常天井に設置されるものであり、一般消費者が重点的に注目するのは下から見る時の視覚効果である。そのため、底面図においての違いにより両者の区別は明らかである。

- 2) 正面図と背面図は、視覚上異なることなる。

例えば、

花弁の間の角度：本件意匠→ 40度の傾斜； 本件照明器具→ 垂直

花弁の形状：本件意匠→ 一致しない； 本件照明器具→ 一致する

電球との接続部：本件意匠→ 円管；本件照明器具→ 角管

など

- 3) 左側面図と右側面図も、視覚上異なることなる。

花弁の間の角度：本件意匠→ 45度の傾斜； 本件照明器具→ 垂直

花弁の間の位置関係：本件意匠→ 交差する； 本件照明器具→ 交差しない

電球との接続部：本件意匠→ 円管；本件照明器具→ 角管

- 4) 全体的なイメージとして、本件意匠が派手なイメージに対し、本件照明器具は穏やかなイメージがする。

上記の相違点から、本件照明器具はそもそも本件意匠の保護範囲の外になり、侵害に該当しない。

【裁判所判決】

第一審法院は前記の相違点は製品の全体的な視覚上のイメージに影響を与えることは明らかであり、全体的観察と総合的判断の結果として、本件照明器具は本件意匠と、同一でもなければ、類似でもない判断し、本件照明器具はそもそも本件意匠の保護範囲の外になり、侵害に該当しないという北京路浩の結論を認めた。

原告側は不服とし、控訴を提起した。事件は現在第二審中である。